

「学びあい、支えあい」地域活性化推進事業実施委託要綱

平成19年4月2日
生涯学習政策局長決定

1 趣 旨

社会の急激な変化に伴う住民同士の連帯感の欠如や人間関係の希薄化等による地域教育力の低下に対応するため、住民がボランティア活動や家族参加の体験活動、地域の様々な課題に取り組みながら解決する活動などを通じて、住民同士が「学びあい、支えあい」地域のきずなづくりを推進する。

2 委託先

広域で活動でき、幅広い関係機関・団体等で組織する運営協議会

3 委託事業の内容

地域教育力の再生を図ることを目的に行われる以下の事業とする。

- (1) 運営協議会の開催
- (2) 地域のきずなを深め、地域の教育力の再生を図る事業

4 委託手続

- (1) 委託を受けようとする運営協議会は、様式運1-1～様式運1-8による事業計画書及び経費内訳の他、別紙に定める様式(以下、「事業計画書等」という。)を添付し、文部科学省に提出すること。
- (2) 文部科学省は、上記により提出された事業計画書等の内容を検討し、本事業の趣旨を踏まえた適切な計画であると認めた場合、運営協議会に対して事業を委託する。

5 委託期間

本事業の委託期間は、委託を受けた日から同年度の3月15日までとする。

6 事業成果の報告

委託を受けた運営協議会は、事業が終了したときは、事業が終了した日から10日以内もしくは3月15日のいずれか早い日までに、様式運2-1～様式運2-8による実績報告書及び収支精算書の他、別紙に定める様式を添付し、文部科学省に提出すること。

7 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記6に基づき提出された実績報告書及び収支精算書について、検査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、運営協議会に対して通知するものとする。
- (2) 上記の確定額は、事業に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

8 委託費の支出等

- (1) 文部科学省は、事業計画の規模・内容等を検討し、委託するに相応しい事業について、予算の範囲内で事業に要する経費(諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、保険料、雑役務費、再委託費)を委託費として支出する。
- (2) 委託金は、上記7(1)による額の確定通知後、運営協議会の請求に基づき支出する。
- (3) 委託事業の実施にあたり、文部科学省が事業完了前に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず委託金の全部又は一部を、運営協議会の請求に基づき概算払することができる。
- (4) 預貯金により生じた利息については、当該事業を遂行するために必要な経費に充当することとする。

- (5) 委託費の管理に当たっては、委託費を預け入れる金融機関の経営破綻等に備え、決済用預金口座を活用するなど、適切な対応を図ること。
 - (6) 運営協議会においては適切に監査を行い、委託費の適正な執行に努めること。
- 9 委託の解除等
- (1) 文部科学省は、事業を委託した運営協議会が、委託要綱等に違反したとき、委託事業の実施にあたり不正又は不当な行為をしたとき、または委託事業の遂行が困難であると認めた場合は、委託を解除することができる。
 - (2) 前項の場合において、運営協議会に対して既に委託事業に要した経費が支出されているときは、その全部又は一部について運営協議会に対し返還を命じることができる。
- 10 事業計画の変更等
- (1) 運営協議会が、本事業の実施計画書に記載された委託事業の内容の変更又は所用経費の費目（諸謝金等）の流用をする場合は、様式別紙1により事業計画変更申請書をあらかじめ文部科学省に提出し、その承認を受けるものとする。
ただし、所用経費の費目間の流用にあたり、その流用額が当初各費目ごとに配分された経費の20%以内（20%を越える変更であっても、その金額が5万円未満の場合を含む。）及び費目内の種別間の流用の場合はその必要がない。
 - (2) 代表者及び所在地等の変更を必要とする場合及び事業の継続が不可能になった場合等は速やかに文部科学省へ連絡し、指示を受けること。
- 11 再委託
- (1) 委託事業のうち、その内容が第三者に委託することが事業の実施に合理的であると認められるものについては、委託事業の一部を再委託することができる。ただし、委託事業のうち、上記3(1)は再委託することはできない。
また、運営協議会が、上記3(2)の事業を再委託する場合は、文部科学省と運営協議会との委託契約の事務手続き等に準じて、再委託先との間で同様の手続きをとることとする。
 - (2) 運営協議会は、委託事業の一部を再委託しようとする場合は、あらかじめ、再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、再委託金額及び履行体制に関する事項を記載した事業計画書等を文部科学省に提出し、承認を受けることとする。再委託の相手方の変更等を行おうとする場合も同様とする（ただし、軽微な変更の場合を除く。）
また、運営協議会は、再委託の承認後、再委託先の相手方のほか、再委託先の相手方に関する事項に変更等が生じた場合は、文部科学省に届けるものとする。
 - (3) 再委託先は、市町村レベルで組織する実行委員会等とする。
 - (4) 再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託(再々委託)することはできない。
- 12 著作権
- (1) 運営協議会は、委託事業により発生した権利がある場合には、本事業完了後速やかに文部科学省に帰属させるものとする。
 - (2) 委託事業の実施により、受託者が作成したパンフレット・チラシ・資料・報告書等これらに類するものの著作権は、運営協議会に帰属するものとする。
 - (3) 上記(2)の規定にかかわらず、文部科学省が必要と認めたときは、運営協議会は無償にて文部科学省が使用することを許諾するものとする。
- 13 書類の保存
- 運営協議会は、委託金に係る収入及び支出を明らかにする帳簿を備え、文部科学省の請求があったときは、いつでも提出できるよう収入及び支出の事実を明らかにした領収書その他の関係証拠書類とともに、委託を受けた期間の属する年度の翌年度から5年間整理保存しておくものとする。

14 その他

- (1) 文部科学省は、運営協議会が実施する事業の内容が、委託事業の趣旨に反すると認められる場合は、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文部科学省は、委託事業の実施にあたり、運営協議会の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じて委託事業の実施状況及び経理状況について実態調査を行うことができる。
- (4) 運営協議会は、委託事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) この要綱に定めるもののほか、委託事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

別紙

要綱4に定める様式

運営協議会に係る様式

様式 運1 - 1、運1 - 2、運1 - 3、運1 - 4、運1 - 5、運1 - 6、
運1 - 7、運1 - 8

実行委員会等に係る様式

様式 実1 - 1、実1 - 2、実1 - 3

要綱6に定める様式

運営協議会に係る様式

様式 運2 - 1、運2 - 2、運2 - 3、運2 - 4、運2 - 5、運2 - 6、
運2 - 7、運2 - 8

実行委員会等に係る様式

様式 実2 - 1、実2 - 2、実2 - 3

要綱10に定める様式

様式 別紙1